

(別紙 1)

吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務

公募型プロポーザル 仕様書

本仕様書は、吹田市立小・中学校英語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領の第1の3に示す業務内容を円滑かつ効果的に運営するために、必要な事項を定めるものとする。

第1 業務内容

1 英語指導助手派遣業務

(1) 事業者（受託者である派遣元）の行う業務

- ア 英語指導助手の履行場所への派遣
- イ 法令により、受託者である派遣元に義務付けられている諸手続
- ウ 本市及び学校との連絡調整
- エ 英語、外国語及び外国語活動の授業で使用するデジタル教材及び動画等の提供

(2) 英語指導助手（派遣労働者）の行う業務

英語指導助手は、本市並びに派遣先の校長（以下「派遣校」という。）の指示に従い、派遣校教員の指導のもと、以下の業務に従事する。

- ア 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業における児童・生徒に対する英語の発音及び英会話等の指導（動画配信の形式によるものを含む）並びに中学校英語科教員及び小学校教員とのチームティーチングの実施及び指導準備のための打ち合わせ
- イ 英語、外国語及び外国語活動の授業において使用する教材（音声教材・動画教材を含む。以下同じ。）の研究・作成、指導案・教材作成の補助、パフォーマンステスト等の採点補助
- ウ 英語、外国語及び外国語活動の授業時間外において英語に対する興味・関心を促す研究・作成
- エ 派遣校での学校行事及びその他の行事への協力並びに異文化理解の取組支援
- オ 派遣校の英語、外国語及び外国語活動の授業に関わる教職員研修への協力

2 国際理解教育推進の企画立案・実施に係る委託業務

(1) ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する業務

- ア 吹田市立小・中学校（53校）において、以下の条件により英語圏に限らない外国の異文化交流を企画立案・実施すること。
 - (ア) 本市の英語指導助手を除く、現地に詳しい外国人等のゲストスピーカーを招聘すること。
 - (イ) 各年度、各校1～3回以上（1回あたり1～2時間程度）実施し、1回に1～3人を派遣すること。
 - (ウ) 原則、対面で実施すること。
 - (エ) 原則、事前の準備までを受託者が行うこと。
 - (オ) 実施後、児童・生徒又は各校にアンケートを実施し、吹田市教育委員会に報告を行うこと。
- イ 企画立案・実施方法等の詳細については、受託者の企画提案内容を協議の上、本市が決定する。

(2) Suita English Rally（吹田イングリッシュラリー）に関する業務

- ア 吹田市立小・中学校（53校）の希望する児童・生徒に対し、以下の条件によりイングリッシュラリーを企画立案・実施すること。
 - (ア) ウォークラリーやスタンプラリーなど、英語指導助手と児童・生徒がともにラリーに参加し、英語で会話等ができる企画を検討すること。
 - (イ) 屋内又は雨天でも実施できる会場を受託者が用意して実施すること。
 - (ウ) 各年度、1回以上実施し、児童・生徒とラリーをする英語指導助手30人程度（英語指導助手1人に対して児童・生徒4人を対応予定）を派遣すること。
- なお、運営に必要な人数は受託者で別に用意すること。
- (エ) 受託者が申込フォームを作成し、受付事務を行うこと。
- (オ) 受託者が運営に必要な保険に加入すること。

(カ) 実施後、参加者にアンケートを実施し、吹田市教育委員会に報告を行うこと。

イ 企画立案・実施方法等の詳細については、受託者の企画提案内容を協議の上、本市が決定する。

(3) 友好交流都市等との交流に関する業務

ア 希望のあった吹田市立小・中学校（53校）において、以下の条件により友好交流都市等との交流を企画立案・実施すること。

(ア) 英語授業内（1回1～2時間程度）に児童・生徒が使用する一人一台の端末を用いながらオンラインにより実施すること。

なお、実施方法は通信アプリ等を使用し、全体（クラス単位）、グループ、1対1などの方法で実施できるように企画すること。

(イ) 各年度、各学期に1回以上（年間3回以上）実施すること。

(ウ) 受託者が友好交流都市等の学校と市内小・中学校との日時を含む事前調整を行うこと。また、当日の運営についても受託者が行うこと。

なお、交流内容の計画・立案は各学校の担当が行う。

(エ) 本市の姉妹交流都市であるスリランカ・モラトワ市、オーストラリア・カンタベリバンクスタウン市との交流を検討すること。

なお、両市との交流が困難な場合は、英語圏内の他の都市での交流も可能とする。

(オ) 実施後、児童・生徒又は各校にアンケートを実施し、吹田市教育委員会に報告を行うこと。

イ 企画立案・実施方法等の詳細については、受託者の企画提案内容を協議の上、本市が決定する。

【参考】国際理解教育推進の企画立案・実施に係る委託業務に関するその他の仕様内容

企画名	理念	実施方法及び学習到達点	対象及び時間
(1) ゲストスピーカーの派遣による異文化交流に関する業務	児童・生徒が自国や諸外国について知り、関心を高める活動を通して、グローバルな視野を身につける。	児童・生徒がゲストスピーカーから一方的に話を聞くだけではなく、例えばその国の楽器を演奏するなど、児童・生徒が参加できるような交流や体験を通して、多様な文化の理解に繋げる。	対象：小学校3年生以上 約23,000人 実施時間：総合的な学習の時間、特別活動、各教科等の授業時間内
(2) Suita English Rally（吹田イングリッシュラリー）に関する業務	英語を使う必然性のある環境のもと、児童・生徒の英語力や英語に対する興味・関心を高める。	英語指導助手と一定時間を共に過ごし、ウォークラリー等により会話をしなければならぬ環境を設けることで、英語を使う必然性を生み出す。 また、より実践的な英語を身につけたい児童・生徒を対象に「やってみたい」と思えるような魅力ある活動を設定し、英語のみによるコミュニケーションと活動を通じて、異なる言語や文化を持つ人と関わる楽しさを感じ、またその難しさを感じた場合にはさらに英語学習に向き合う意欲を高める取組となるようにする。	対象：小学校1年生以上 希望者 実施時間：平日の課外又は休日
(3) 友好交流都市等との交流に関する業務	英語を使う必然性のある環境のもとで、児童・生徒の英語力や諸外国の文化や習慣に対する興味・関心を高める。	オンラインでの交流により英語を使う必然性を生み出し、より多くの児童・生徒が諸外国の同年代と英語を使って交流することで、英会話の楽しさや諸外国の文化や習慣等について学ぶ体験ができるようにする。	対象：小学校3年生以上 約23,000人 小学校3年生以上 実施時間：英語の授業時間内中心

3 独自提案について

本市の教育施策に踏まえた以下の例を参考に、実現が可能な提案内容を記載すること。

なお、独自提案の内容については、見積額の中に含むものとする。

(例) 不登校児童・生徒への支援、支援学級等での授業補助、教職員向け研修講師の派遣など

第2 英語指導助手の要件

- 1 心身ともに健康であり、履行期間を通して勤務できること。
- 2 英語を母語とする者、又は英語を母語とする者と同程度の英語力を有する者であること。
- 3 中学校及び小学校外国語科検定教科書準拠 CD 等に準ずるような、理解しやすい英語の発音・イントネーションで指導ができること。
- 4 学士以上の学位を有していること。
- 5 日本での小学校又は中学校での英語教育指導を経験しているか、それに準ずる経験をしており、小学校及び中学校の教育に携わるのに適した、発達段階に応じた指導技術を有していること。
- 6 教材作成や動画による授業配信等に際して必要となるパソコンその他の機器・アプリケーション類を操作する能力を有していること。
- 7 業務を遂行できるだけの日本語能力を有し、教職員や児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図れること。

なお、特に小学校に派遣する者については、日本語のみで教員と必要な意思疎通が可能な程度の日本語能力を有すること。

- 8 英語の指導に熱意を持っていること。
- 9 職務専念義務及び守秘義務を遵守すること。
- 10 指導者としてふさわしい態度・服装等をすること。
- 11 学習指導要領に記された小学校外国語（活動）・中学校外国語の目的や内容を理解していること。
- 12 日本国籍を有しない者については、業務を実施するにあたり、所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有していること。
- 13 次のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 地方公務員法第 16 条各号又は学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者
 - (2) 令和 8 年（2026 年）12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当する者
 - (3) 英語指導助手として不適格であるという本市及び受託者である派遣元の合意により派遣を中止され、3 年を経過しない者

第3 英語指導助手派遣業務の就業日

本市が指定する日を就業日（別紙 2「派遣業務に係る年度別就業日」参照）とし、派遣校の校長等と調整の上、英語指導助手を派遣すること。

第4 英語指導助手派遣業務の就業時間および休憩時間

吹田市立小学校・・・就業日の 8 時 30 分から 15 時 30 分（休憩時間 60 分を含む）

吹田市立中学校・・・就業日の 8 時 30 分から 17 時 00 分（休憩時間 60 分を含む）

就業開始時間ならびに就業終了時間については学校の実態に応じて、若干の変更を可能とする。ただし、実働時間は変更不可とする。

第5 英語指導助手の派遣に係る派遣元の責務

- 1 受託者である派遣元は、契約締結後において、本市が指定する日及び時間に、派遣する英語指導助手とともに派遣校と顔合わせ及び派遣契約に関する事前打合せをすること。
- 2 受託者である派遣元は、原則として同一校には同一の英語指導助手を継続して派遣すること。
- 3 受託者である派遣元は、労働者派遣事業の許可を受けたものであること。

また、英語指導助手の雇用に関して、労働基準法、健康保険法、厚生年金保険法その他関係法令を遵守すること。

- 4 受託者である派遣元は、派遣する英語指導助手に対して、日本の学校教育の仕組みや内容、日本の文化や生活習慣、指導方法、教材の作成方法等に関する研修を十分に行うこと。

なお、研修の実施内容や回数、報告の方法については、事前に市と協議の上で決定すること。

- 5 受託者である派遣元は、英語指導助手の病気・事故等で派遣予定日に業務が履行できない場合は、速やかに代替者を派遣するか、または未実施分を本市と協議の上、他日に実施すること。

ただし、公共交通機関の遅延による英語指導助手の遅刻が見込まれる場合であって、派遣元がその旨を直ちに派遣先に連絡し、代替者の派遣を行わないことの承諾を得た場合は、この限りでない。

- 6 受託者である派遣元は、英語指導助手がやむを得ず退職した場合は、業務に支障をきたさぬよう、速やかに新たな英語指導助手を派遣すること。

- 7 就業日であっても、気象警報、感染症対策その他の事由による臨時休業等により、終日授業が行われない場合は、本市と協議の上、就業日を他日に振り替えるものとする。

ただし、予め本市の承認を得た上で、教職員への研修、教材の研究その他、「第3 英語指導助手派遣業務の就業日」に定める業務に従事する日とする場合は、この限りでない。

- 8 受託者である派遣元は、本件業務に従事する全ての英語指導助手に対し、法に基づく特定性犯罪事実の確認及び必要な研修の受講その他の指示を行い、派遣先が実施する法に基づいた安全確保措置及び手続に全面的に協力しなければならない。

また、受託者である派遣元は、英語指導助手に対し、派遣先が実施する法に基づく特定性犯罪事実の確認を必ず行うことについての同意を得ておかなければならない。

更に、法の施行に向けた準備期間においても同様とし、派遣先の求めに応じて速やかに必要な手続を行うものとする。

なお、法に基づく研修については、派遣元が英語指導助手に対応した研修を実施すること。

- 9 受託者である派遣元は、次のいずれかに該当する事由が生じ、本市と派遣元が協議して、英語指導助手が不適格であると合意した場合には、当該英語指導助手の派遣を直ちに中止し、速やかに異なる英語指導助手を派遣すること。

- (1) 上記の「第2 英語指導助手の要件」に該当しない場合や8に規定する確認を拒否した場合
- (2) 日本国憲法、地方公務員法および教育公務員特例法等の関係法令等に違反した場合
- (3) 英語指導助手が業務遂行に当たり、著しく不適切と認められる場合
- (4) 身体又は精神の障害により、勤務に耐えられないと認められる場合
- (5) 勤務態度が不良であり、改善の見込みがないと認められる場合

第6 その他

- 1 受託者である派遣元は、契約締結年度の年度末を期限として、速やかに英語指導助手の氏名等が記載された英語指導助手決定通知書を作成し、本市に提出すること。
- 2 受託者は、契約締結後、速やかに企画立案・実施方法等の詳細についての協議を行い、契約締結年度の年度末を期限として、速やかに企画書を作成し、本市に提出すること。
- 3 英語指導助手が、派遣校で作成した教材、撮影・録音した音声、映像及び写真等の著作権及び肖像権等は、派遣校に属するものとする。
- 4 受託者は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市教育情報セキュリティポリシー、個人情報保護法等関係法令を遵守すること。
- 5 この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者の双方で誠意をもって協議して定めるものとする。